

川崎区危機管理地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 川崎区地域防災計画に基づき、関係団体と区役所が川崎区における防災に関する協議、検討を行うとともに、情報共有を図るため、川崎区危機管理地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎区地域防災計画に関すること。
- (2) 地域防災力向上に向けた取組及び連携に関すること。
- (3) 地域防災力向上に向けた情報共有
- (4) その他必要な事項

(構成等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

- 2 協議会の座長は川崎区長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるとき、または欠けたときは、座長が指名する者を選任する。
- 4 座長は、必要と認める場合は、協議会に関係者、関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、川崎区役所危機管理担当に置く。

- 2 事務局長は、危機管理主管をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項については、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	構成団体		構成団体
1	東日本旅客鉄道(株)川崎駅	37	社会福祉法人 青丘社
2	京浜急行電鉄(株)京急川崎駅	38	川崎市介護支援専門連絡会
3	川崎鶴見臨港バス(株)	39	公益財団法人 川崎市国際交流協会
4	(社)神奈川県タクシー協会川崎支部	40	公益財団法人 かわさき市民活動センター
5	川崎アゼリア(株)	41	読売センター
6	(株)アトレ川崎店	42	川崎東京会
7	川崎日航ホテル	43	(社)神奈川県トラック協会川崎地区支部
8	(株)川崎グランドボウル	44	東京電力(株)川崎支社
9	(株)チッタエンタテインメント	45	東京ガス(株)川崎支店
10	ラウンドワンスタジアム川崎大師店	46	(株)NTT東日本神奈川川崎支店
11	コストコ川崎店	47	(社)川崎建設業協会
12	川崎中央商店街連合会	48	神奈川建設重機協同組合
13	川崎駅前商店街連合会	49	(社)川崎建設業協会
14	郵便事業(株)川崎支店	50	神奈川建設重機協同組合
15	郵便事業(株)川崎港支店	51	(社)神奈川県LPガス協会川崎南支部
16	企業交流推進委員会(川崎商工会議所)	52	国土交通省 横浜国道事務所
17	企業交流推進委員会(川崎信用金庫)	53	国土交通省 京浜河川事務所
18	川崎区連合町内会	54	浮島共同防災協議会(東燃ゼネラル石油(株))
19	川崎区自主防災組織連絡協議会	55	千鳥地区防災協議会(JX日鉱日石エネルギー(株))
20	川崎区区民会議	56	扇町地区共同防災協議会(昭和電工(株))
21	川崎区民生委員児童委員協議会	57	扇島共同防災協議会(JFEスチール(株))
22	川崎区PTA協議会	58	水江地区共同防災協議会(出光ルブテクノ(株))
23	神奈川県立川崎高等学校	59	大川町(三菱化工機(株))
24	神奈川県立大師高等学校	60	川崎警察署
25	川崎市立川崎高等学校	61	川崎臨港警察署
26	川崎市立小学校長会川崎支部	62	総務局
27	川崎市立中学校長会川崎地区会	63	市民・こども局
28	(社)川崎区医師会	62	市民・こども局こども本部
29	(社)川崎区歯科医師会	63	健康福祉局
30	(社)川崎区薬剤師会	64	まちづくり局
31	(社)川崎市看護協会	65	港湾局
32	(社)川崎市病院協会	66	上下水道局
33	川崎区赤十字奉仕団	67	交通局
34	川崎市臨港消防団	68	病院局
35	川崎市川崎消防団	69	消防局(臨港・川崎消防署)
36	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会	70	川崎区役所